



# 長浜が動きます。

令和8年となり、少し時間が経ちました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

昨年末の12月定例会は、12月5日(金)～同22日(月)の日程で行われました。私の一般質問は、11日(木)10時から行い、学校給食や自衛官募集、防災力強化等について質問をしました。また、下水道使用料の改定等に伴う条例改正の議案や来年度より「農林環境部」設置等に伴う条例改正の議案、公用車のテレビ受信機能付カーナビに係るNHK受信料未契約分(372万5000円追加)の補正予算の議案等、多くの議案について審査が行われました。また、今定例会では3件の陳情についても審査が行われました。

「議員の役割」とは何でしょうか。議員は、予算や条例の審議・議決、行政施策の妥当性の検証、決算の認定や監査請求等を通じて、行政が適切に職務を遂行しているかどうかをチェックする責任を負っています。これを常に意識して活動をしていきます。

私は本年も、「良いものは良い、改善すべきは指摘をする」是々非々の姿勢を軸に、常に未来を見据え、健全な財政運営を大前提とした、エビデンスに基づく政策展開の取り組みを進めていきます。そして、流されず、迎合せず、市民の皆さまとともに、佐野市をさらに良くしてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援、ご協力、力強い応援を心からお願い申し上げます。

(※2月定例会は、2月20日(金)～3月19日(木)の日程で行われる予定です。内容については次号でお伝えします。)



【北朝鮮人権侵害問題啓発週間の啓発展示(市役所1階市民活動スペース)】

## ～下水道使用料が改定になります～ (令和8年4月1日から)

令和7年12月定例会での「議案第104号 佐野市下水道条例の改正について」は、建設常任委員会での審査と本会議での議決(賛成21人・反対2)を経て、原案通り可決しました(長浜は賛成)。

1m<sup>3</sup>当たりの単価ですが、平均で約12%引き上がることとなります。安全・安心・安定で健全な上下水道事業の運営のため、市民の皆さまにはさらなるご負担をおかけしますが、ご理解いただきますよう心からお願い申し上げます。

(※詳しくは、佐野市上下水道局HPをご覧ください。)

### ～気になること～

下水道使用料の改定は、以前、令和3・4年度に諸手続等、令和5年度より改定の予定で議員全員協議会での報告や定例会への改正条例案の上程が予定されていましたが、急転直下、議員全員協議会での報告が取り下げられ、そもそもの改定自体が見送られた経緯があります。当時、筋の通った額ける理由の説明はありませんでした。今回は、当時の内容をそのまま反映しています。皆さんは、どう思いますか？

資料No.3-1  
下水道使用料の改定について  
上下水道局 企業経営課

1. 改定の理由

- 令和3年10～12月に佐野市下水道使用料審議会を開催し、改定を認める答申を受けたが、当時の社会情勢を考慮し延期とした。
- 人口減少による排水需要の減少や施設の老朽化に伴う更新事業の増加による経営環境の悪化により、今後の下水道事業の健全な運営を継続するためには、これ以上の下水道使用料改定の延期は難しと判断した。

2. 主な改定内容

項目	内容
改定後の使用料単価	138円/m <sup>3</sup>
旧使用料単価 123.02円/m <sup>3</sup> との比較	約15%/m <sup>3</sup> の増(約12%増)
改定による増収見込額	約1.5億円/年(概算値)

3. 県内各市の下水道使用料の状況

1ヶ月20m<sup>3</sup>使用時の下水道使用料(税込)(令和6年度)

※下水道経営戦略では、試算試算において、令和11、16年に増額改定が必要と示している。

4. 下水道使用料改定内容

- >2階階の基本水量を廃止し、使用水量20m<sup>3</sup>までの、単身及び高齢者世帯等に配慮する
- >基本料金は現行1,400円よりも安価な1,300円とする
- >改定後の使用料単価138円とする
- >口座振替の滞りに対し月単位での算定とする。

◆現行の使用料体系(2か月分・税抜)◆

用途区分	基本料	料金
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,400円
一般用	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	2,000円
普通用	20m <sup>3</sup> まで	4,000円

◆改定後の使用料体系(2か月分・税抜)◆

用途区分	基本料	料金
一般用	1m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> まで	60円
一般用	11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> まで	70円
一般用	21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> まで	90円
一般用	41m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup> まで	140円
一般用	61m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> まで	120円
一般用	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> まで	130円
一般用	501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> まで	150円
一般用	1,001m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup> まで	160円
一般用	2,001m <sup>3</sup> ～	170円
普通用	201m <sup>3</sup> ～	28円

◆現行使用料と改定後使用料の比較(2か月分・税抜)◆

5. 改定時期について  
令和8年4月1日施行日とし、6月1日以降に下水道使用料が確定する分から適用する。  
(令和8年6月請求の下水道使用料から)

6. その他の改正点  
適正な費用負担を促すため、以下について新たに手数料を定める。  
・延滞料金の交付:1枚につき 200円  
・下水道各種図の写し等の交付:1枚につき 100円

【令和7年11月18日(火)開催の議員全員協議会での資料】

【発行者】 佐野市議会議員 長浜成仁  
佐野市閑馬町2480  
(長浜なるひと後援会事務所)  
【発行日】 令和8年2月1日(日)